

婦人少年局用報

Monthly Bulletin W. M. B., L. M.

として出席した私は、列国代表の間に立つて、この日本婦人の法制上の高い地位を、どんなにか賞美し、ありがたく感じたところであります。同一労働に対する同一賃金など、高度の工業国においてさえ、法律によつて保護せられているのは、それが多くありません。しかし心の奥底で、私がしみじみ感ずる所は、これは、現実に於ける日本婦人の低い地位、未だに女性が社会に参入する、財産権度の残

は、法のもとに平等であつて、人種、信教、性別、社会的身分、又は門地により、政治的、又は社会的階級において、差別されない。の大原則は、一躍日本の女性も法律保護の上において、男性と全く同等の立場においたのであります。

安藤省庵人少年局も、去る昭和二十七年九月一日をもつて、五週年の記念日を迎えた。五年と一口に申しますが、終戦後の一やは、僅に百年、二百年にも匹敵するものであります。

一月報に
よせて

を把握する上に、大きい得るところがありましたと共に、いはらの道の開拓に、献身されつけた。山川箇辰長はじめ、先輩の方の努力をしのび、深い感謝を挙げたものであります。

しかし、この由緒ある「婦人少年局第一」も、この号を最終号と見て、歴史を消すことになりました。これが、文字通り死滅的傾向であります。日記はほかに、四百の紙数しかつてゐるが、婦人少年局の

情でありました。まことに今日の私たち日本婦人に残された課題は、経済的与えられた婦人の地位を、高い法的上の地位に本格人の実際の地位を、認めしめることにあります。そして

色々な御本音のことば、まことに喜ばしいことあります。
「確実な資料なしに対策を立てることは、上向をいかげんにして家を起つてはならないで
まことに、あぶつかしいことです。
日本民主化のためには、
婦人及び年少者の地位が、改善されねばならぬ、それをするた
めに、具体的な現在の実情を
はつきり、つきどらる必圖がある
ります。そこでいふと、男と女
もあれを知り、それをもととし

婦人少年協会の設立と

結果規範を決定して、いよいよ実際的で
発足したのであります。
協会の目的は、政府の行う業務に協力して、婦人少年問題に關する情報もて調査資料を作成し、或は既に發表された資料を分析して問題点を明らかにして、これを出版して廣く社会に傳し、その結果の向上に並んで一般婦人の地位の向上に關する知識を普及する事なり」と、九年的間の努力に寄託する所大いにあります。

婦人少年局の外郭団として、又婦人「婦人少年協会」の設立について、二年九月には、「かねてより努力してきましたが、漸く走る九月、設立式をして、また起人会を開催し、同日由布船員組合太郎の賛成で創立總会に切り替へられ、充分の歴史を、開会式にて大慶祝の席にて此の本喜八氏を決定した。他の会員は全部門の多寡不齊とされ、よつて十日の会役員が決り、同時に依然未議の後で、第一回会長に内定された。

婦人少年協会の設立と 婦人と年少者との發

